

「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意点について

フェリシアこども短期大学
入試広報室

フェリシアこども短期大学に出願（入学）予定の皆様へ

2024 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）」（以下「こども性暴力防止法」）が成立し、2026 年 12 月 25 日より施行される予定です。

この法律の施行以降、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取り組みが求められることとなり、実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められます。

【事業者求められる取り組み】

- ・ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ・ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- ・ 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、特定性犯罪前科*の有無の確認が必要となる場合があります。なお、特定性犯罪前科*の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・ 特定性犯罪前科*の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・ 特定性犯罪前科*があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- ・ 特定性犯罪前科*がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。
- ・ 本学では、こどもと接する実習を行う見込みがある学生に対して、下記の書類の提出をお願いいたします。なお、これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。
 - ▶ 同意書（犯罪事実確認に関する同意）
 - ▶ 誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）

本学への入学志願者の方におきましては、本法律の趣旨や制度についてご理解いただいた上で、出願及び入学のご検討をお願いいたします。

*特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（拘禁刑は刑の執行終了等から 20 年、執行猶予は裁判確定から 10 年、罰金は刑の執行終了等から 10 年）の前科を指します。

【参考】

制度の詳細は下記をご覧ください。

＜こども家庭庁＞

HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本件に関するお問い合わせ先】

フェリシアこども短期大学 入試広報室

電話番号：044-988-1128